

○農林水産省令第十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシ  
ストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

農林水産大臣 江藤 拓

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）  
の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対  
応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄  
に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削  
る。

改正後	改正前
<p><b>第五条</b>（移動の制限） 次に掲げるもの（以下「移動制限植 物等」という。）は、植物防疫官がその行う 検査の結果ジャガイモシロシストセンチュ ウのまん延を防止するための適切な措置が 講じられていると認める旨を示す表示を付 したものでなければ、防除区域以外の地域 に移動させてはならない。ただし、試験研 究の用に供するため農林水産大臣の許可を 受けた場合、及び調査を行うため、植物防 疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に 基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走 市長に対し調査に関する協力指示書を交付 した場合）については、植物防疫官又は北海 道知事若しくは網走市長の指定する職員）</p>	<p><b>第五条</b>（移動の制限） 次に掲げるもの（以下「移動制限植 物等」という。）は、植物防疫官がその行う 検査の結果ジャガイモシロシストセンチュ ウのまん延を防止するための適切な措置が 講じられていると認める旨を示す表示を付 したものでなければ、防除区域以外の地域 に移動させてはならない。ただし、試験研 究の用に供するため農林水産大臣の許可を 受けた場合、及び調査を行うため、植物防 疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に 基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市 長又は大空町長に対し調査に関する協力指 示書を交付した場合）については、植物防疫 官又は北海道知事、網走市長若しくは大空</p>

が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

一〇四 (略)

254 (略)

(廃棄の措置)

第七条 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認め、植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあつては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員)の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

附 則

(この省令の失効)

第二条 この省令は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

別表(第二条関係)

北海道網走市稲富、音根内、昭和、豊郷、中園、鱒浦、実豊、藻琴及び山里

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

町長の指定する職員)が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

一〇四 (略)

254 (略)

(廃棄の措置)

第七条 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認め、植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長又は大空町長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長若しくは大空町長の指定する職員)の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

附 則

(この省令の失効)

第二条 この省令は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

別表(第二条関係)

北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里並びに網走郡大空町東藻琴西倉